

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 01日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県掛川市千浜3810

氏名 ホイバツハカラージャパン株式会社

原田 大輔

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0537 - 72 - 6501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ホイバツハカラージャパン株式会社		
事業場の所在地	静岡県	掛川市	千浜3810
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	化学工業		
② 事業の規模	工業出荷額 27.2億円		
③ 従業員数	45名（正規38名、派遣7名） ※令和6年4月1日現在		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙のとおり		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
※別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	1,862.788 t
	廃油	1.010 t
	廃酸	0.000 t
	廃アルカリ	0.000 t
	廃プラスチック類	30.150 t
	木くず	13.220 t
	金属くず	0.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.360 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.000 t
	廃電気機械器具	0.770 t
	（これまでに実施した取組） ＊汚泥（排水処理汚泥の抑制） ①排水処理施設内の凝集沈殿処理工程を最適化し、必要以上の凝集助剤の添加を防ぐことで凝集沈殿汚泥の発生量を抑えている。 ②各製造部門が廃液濃度等の負荷を低減させることで、排水処理施設からの汚泥発生量を抑えている。 ③排水処理施設内の汚泥沈殿槽で高濃縮濃度を維持し、脱水処理前の汚泥発生量を抑えている。 ＊廃油 機械油は有価物として、取引先に有償売却している。	
②目標	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	3,200.000 t
	廃油	2.000 t

②計画	廃酸	1.000 t
	廃アルカリ	1.000 t
	廃プラスチック類	30.000 t
	木くず	20.000 t
	金属くず	1.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.500 t
	廃電気機械器具	2.500 t
	(今後実施する予定の取組) *上記のこれまでに実施した取組を更に徹底し、継続する。	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> *工場内の廃棄物分別マニュアルを作成し、各部署への周知徹底と共に、分別方法を指導している。 *廃プラスチック類の分別を特に徹底させ、埋立処分や焼却処分の比率を下げている。また、埋立処分については最低限の量に抑えるため、埋立処分向けの資料も作成して分別を指導している。 *廃棄物集積場を定期的に巡回し、分別の適正状態を監視している。 	
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> *廃プラスチック類の分別を継続して徹底し、特に埋立処分量を最低限に抑える。 *廃プラスチック類に限らず他の産業廃棄物についても可能な限り分別し、再生処理の比率を増やす。 	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>*上記のこれまでに実施した取組みを徹底し、継続する。 *今年度、脱水汚泥の平均含水率は、引き続き50%以下を目標とする。</p>			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
①現状		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまで実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

		該当なし				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	汚泥（泥状のもの）	1.372	225.900	0.000	225.900	227.272
	廃油	0.000	1.010	1.010	0.000	1.010
	廃酸	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	廃アルカリ	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	廃プラスチック類	6.600	26.990	0.000	23.090	30.150
	木くず	0.000	13.220	0.000	0.000	13.220
	金属くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.140	0.220	0.000	0.220	0.360
	水銀使用製品産業廃棄物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	廃電気機械器具	0.770	0.770	0.000	0.000	0.770
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> *管理水準の高い処理業者を選定。 *排水処理施設の脱水汚泥は、全量を再生利用業者へ処理を委託。 *排水処理施設の脱水汚泥は、処理委託前に工場内で天日乾燥し、処理委託量の低減に努めた。 *廃プラスチック類の内、ポリドラム等の容器類については100%の再生処分率を目標とし、廃包材等については分別を徹底して再生処分率の向上に努めた。 *用水浄化処理汚泥は、全量を再生利用業者へ処理を委託。 *令和5年度の再生利用業者への処理委託量は、全処理委託量の98.6%だった。（令和4年度97.5%） 					

		【目標】				
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
汚泥（泥状のもの）	10.000	320.000	0.000	320.000	320.000	
廃油	2.000	2.000	0.000	2.000	2.000	
廃酸	1.000	1.000	0.000	0.000	1.000	
廃アルカリ	1.000	1.000	0.000	0.000	1.000	
廃プラスチック類	30.000	15.000	25.000	20.000	30.000	
木くず	0.000	20.000	0.000	0.000	20.000	
金属くず	1.000	1.000	0.000	0.000	1.000	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000	3.000	0.000	0.000	5.000	
水銀使用製品産業廃棄物	0.500	0.500	0.000	0.000	0.500	
廃電気機械器具	2.500	2.500	0.000	0.000	2.500	
（今後実施する予定の取組） ＊排水処理施設からの脱水汚泥は、今年度も引き続き全量を再生利用業者へ処理を委託予定である。 ＊用水浄化に伴い発生する汚泥は、引き続き全量を再生利用業者へ処理を委託予定である。 ＊廃プラスチック類の内、ポリドラム等の容器類は100%再生処分率を目標とし、廃包材等については分別を徹底して再生処分率を限りなく100%に近づける。その他の廃プラスチック類についても分別を徹底することで、特に埋立処分量を最低限に抑え、廃プラスチック類全体の再生処分率を高める。 ＊再生利用業者への処理委託量は、全処理委託量の95%以上を目標とする。 ＊優良認定処理業者へは、今年度も引き続き処理を委託予定である。 ＊今年度に、認定熱回収業者へ処理の委託予定はない。 ＊認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へは、今年度も引き続き処理を委託予定である。						
②計画						
※事務処理欄						

(第6面)

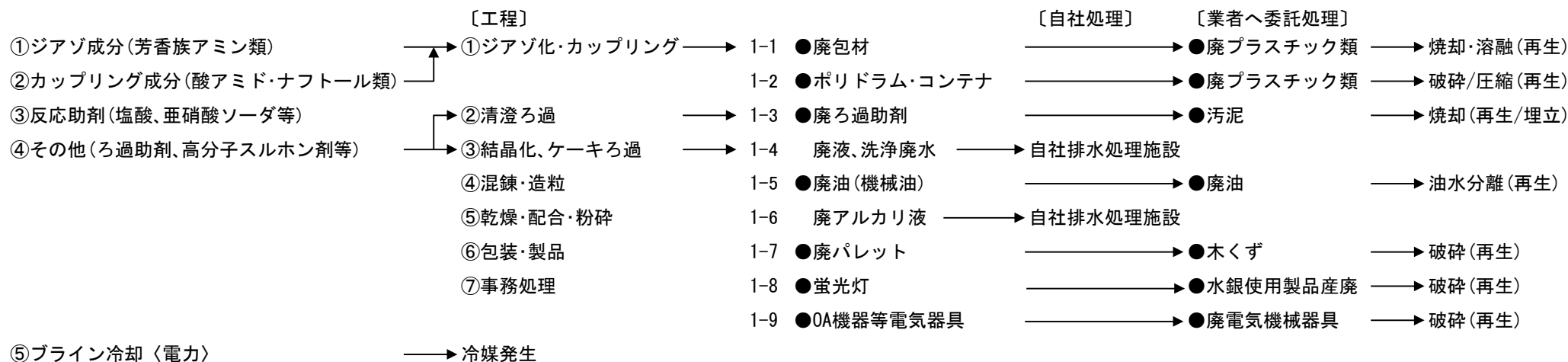
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程 (1 / 2)

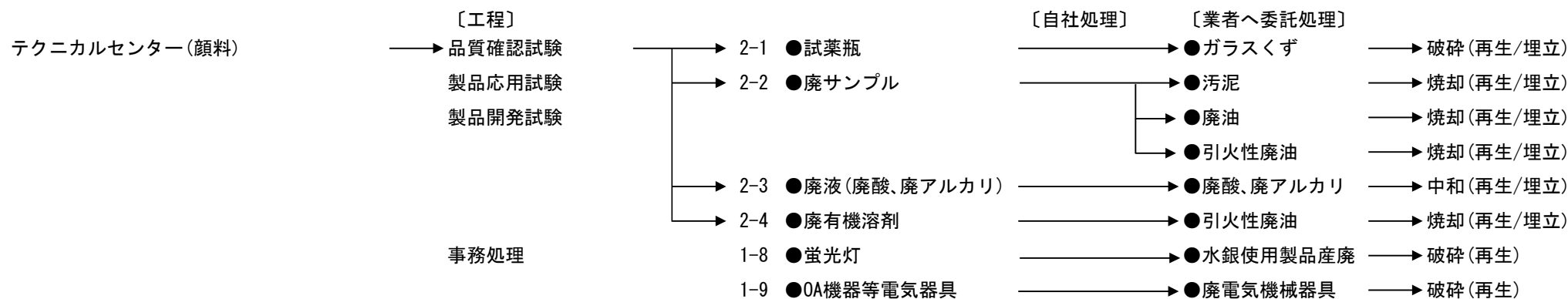
[製造部門]

1. 顔料製造部門(有機顔料)



[技術部門]

2. 技術サービス・品質保証部門

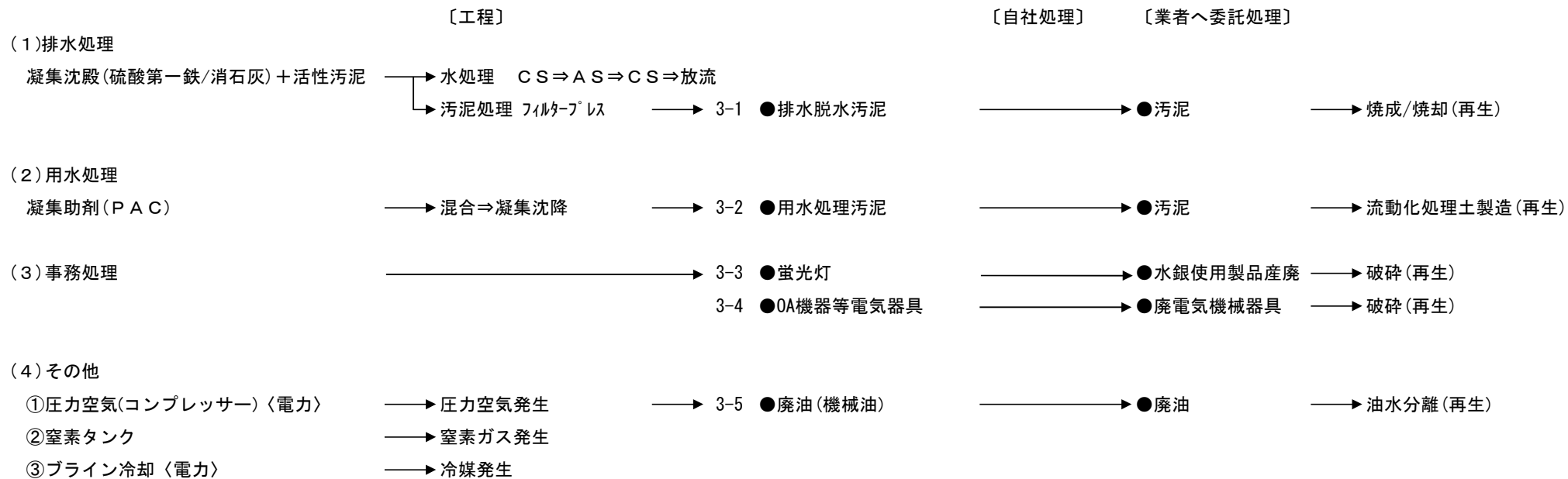


(注：●印は産業廃棄物を表す。)

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程 (2/2)

[共通部門]

3. 工場共通施設



(注：●印は産業廃棄物を表す。)

別紙2 産業廃棄物の処理に係る管理体制図

令和6年 4月 1日 現在

